

制限付一般競争入札公告

十福 第 110 号

令和 8 年 8 月 2 1 日

下記のとおり制限付一般競争入札を行うので公告する。

社会福祉法人十日町福祉会
理事長 尾身 晴夫

- 1 工 事 番 号 十 福 第 110 号
- 2 工 事 名 なかまの家移転新築工事（建築本体）
- 3 工 事 場 所 十日町市 高原田 地内
- 4 工 事 期 間 令和 9 年 3 月 3 1 日まで
- 5 予 定 価 格 事後公表
- 6 入 札 参 加 条 件 次の（１）から（６）までの資格要件をすべて満たす 2 者で構成する特定共同企業体の共同実施方式とする。代表構成員の出資比率が構成員中最大であり、かつ他の構成員の最小出資比率は 30%以上とする。
 - （１） 構成員は、十日町市又は津南町に本社を有し、当該市町の令和 8・9 年度の建設工事入札参加資格を有する者
 - （２） 構成員は、建築一式の格付けについて A 級・B 級の者
 - （３） 構成員は、十福第 111 号又は十福第 112 号のいずれの入札にも参加しない者
 - （４） 配置技術者の要件として次の技術者を配置できる者であること。
建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条に定める技術者及び現場代理人を配置できる者
 - ① 代表構成員は建設業法の特定建設業の許可を有し監理技術者を配置できること。
 - ② 構成員は現場ごとに専任の主任技術者を配置できること。
 - ③ 配置技術者の要件として、3 箇月以上継続して直接的な雇用関係にあること。
 - （５） 構成員は、特定共同企業体入札参加資格審査申請書提出日から入札日までの間において、十日町市長又は津南町長から指名停止を受けていない者
 - （６） 自社又は自社の役員等（支店又は営業所の代表者その他これと同等の責任を有するものを含む。）が、十日町市暴力団排除条例又は津南町暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員である者、又はこれらの者と社会的に避難されるべき関係を有している者でないこと。
- 7 特定共同企業体入札参加資格審査申請書及び添付書類の配布方法及び提出方法等
（※この申請は、特定共同企業体として適格性を審査するものです。）
 - （１） 必要書類 ①特定共同企業体入札参加者資格審査申請書（別紙 1）
 ②特定共同企業体協定書（協定期間は令和 9 年 3 月 31 日以後まで）
 ③経営事項審査結果通知書の写し
 - （２） 配布方法 ①の別紙は本公告に添付、②は任意様式
 - （３） 提出期間 令和 8 年 8 月 24 日（月）から令和 8 年 8 月 28 日（金）までの、それぞれ午前 9 時から午後 4 時までの間。
 - （４） 提出場所 社会福祉法人十日町福祉会 十日町市水口沢 99 番地
 - （５） 提出方法 代表者又はその代理人による持参とする。

- (6) そ の 他 当法人のメールアドレス (info@fuku-tokamachi.or.jp)宛てにメール送信し、
特定共同企業体の入札担当者のアドレスを登録すること。

8 参加資格の審査結果の通知

特定共同企業体入札参加資格審査申請書を提出した代表者に、令和8年8月31日（月）までに審査結果（別紙2）をメールで通知する。

9 入札参加申請書の配布方法及び提出方法

- (1) 必要書類 制限付一般競争入札参加申請書（別紙3）
(2) 配布方法 本公告に添付
(3) 提出期間 令和8年9月1日（火）から令和8年9月4日（金）までの、それぞれ午前9時から午後4時までの間。
(4) 提出場所 社会福祉法人十日町福祉会 十日町市水口沢99番地
(5) 提出方法 代表者又はその代理人による持参とする。
(6) 受付結果 別紙3の下部に記載の「申請受付済み票」に受付印を押印し、交付する。

10 設計図書閲覧場所 当法人のホームページ (<https://fuku-tokamachi.or.jp>)

11 質問期間・方法 令和8年9月4日（金）午後4時までに、本公告に添付の「質問・回答書」（別紙4）を用いて、メールで (info@fuku-tokamachi.or.jp) へ提出すること。

12 入札及び開札

- (1) 期 日 令和8年9月10日（木）午前10時
(2) 場 所 社会福祉法人十日町福祉会 会議室 十日町市水口沢99番地
(3) そ の 他

① 入札書は、当法人ホームページ (<https://fuku-tokamachi.or.jp>) から入手すること。なお、再入札となった場合は、入札書に「再」の文字を加えること。

② 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額とすること。なお、落札決定（契約）金額は、消費税及び地方消費税を加算した金額となる。

13 入札保証金 免除

14 契約保証金 納付

15 前金払 できる

16 部分払 できる

17 工事費内訳書 必要 提出のない者の入札は無効とする。

18 入札回数 2回を限度とする。

19 無効入札 特定共同企業体入札参加資格審査申請書に虚偽の記載をした者及び十日町市町及び津南町長からの指名停止措置等により入札に参加する資格のない者が行った入札並びに入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

20 入札の中止 入札を中止又は延期する場合は入札参加業者に通知する。

21 入札の辞退 入札参加申請書の提出後に入札を辞退する場合は事前に辞退の理由を記した辞退届を提出すること。

22 そ の 他 この公告に定めのない事項については、十日町市建設工事請負基準約款に準じる。